

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	東松山市 国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和4年6月7日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容	国民年金法等に基づく届出、老齢基礎年金等の裁定請求、保険料免除・学生納付特例に関する申請等の受理・報告等の法定受託事務である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構への異動報告・所得情報提供等の進達事務
③対象人数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 </div> <div style="text-align: center;"> <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 2) 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 4) 10万人以上30万人未満 </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	①国民年金の被保険者情報を管理する。 ②国民年金保険料免除申請に必要な所得情報を出力する。 ③日本年金機構に進達・報告する情報を出力する。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム </div> </div>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	ねんきんネット
②システムの機能	日本年金機構とインターネット回線で通信し、国民年金被保険者の資格取得・喪失といった被保険者情報について基礎年金番号を用いて確認する
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム </div> </div>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル	

4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 31、83、95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第24条の2、第59条、第68条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民年金の被保険者
その必要性	国民年金被保険者の正確な管理を目的としているため、その目的達成のために特定個人情報を保有
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報 : 対象者の正確な特定及び提出された資料に記載された情報の確認のため ・4情報、連絡先 : 個人特定時の真正性を確認するため ・地方税関係情報、年金関係情報 : 日本年金機構が行う保険料免除の審査及び各種給付の審査のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部 保険年金課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構(年金事務所)) [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()

②入手方法		[<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳システム、ねんきんネット)
③使用目的 ※		正確な国民年金被保険者の情報管理
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 保険年金課
	使用者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>1. 被保険者の資格得喪に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構へ被保険者の異動報告を行う。 ・日本年金機構から届く処理結果を被保険者情報に登録する。 <p>2. 免除申請に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構へ被保険者の免除申請情報の報告を行う。 ・日本年金機構から届く審査結果を被保険者情報に登録する。 <p>3. 裁定請求に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構へ裁定請求を行う。
情報の突合		<p>①日本年金機構から電子媒体で入手する場合 国民年金システムに年金機構からのデータを取込み、マイナンバー、基礎年金番号及び4情報(住所・氏名・性別・生年月日)をキーとして突合。一致しない項目がある場合は、要確認対象者としてリストが出力される。個人特定ができた場合は、データをシステムに取り込む。</p> <p>②日本年金機構から紙媒体で入手する場合 1件ずつ国民年金システムで、マイナンバーまたは基礎年金番号及び4情報を用いて突合。個人特定できた場合は国民年金システムで資格異動処理等を行う。</p> <p>③本人から入手する場合 国民年金システムでマイナンバーまたは基礎年金番号、4情報を用いて突合。個人特定できた場合は国民年金システムで資格異動処理等を行う。</p>
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (<input type="checkbox"/> 1) 件
委託事項1		国民年金システム運用・保守
①委託内容		システムの改修・保守等業務委託、各紙資料をデータ化する作業の代行
②委託先における取扱者数		[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		AGS株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		

移転先2～5	
移転先2	住民記録システム
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第1項第11号
②移転先における用途	住民票に記載を行うため
③移転する情報	住民の年金の加入情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 国民年金被保険者ファイル

- | | | | |
|---------|----------|----------|-----------|
| ・宛番号 | ・付加種別 | ・職権消除日 | ・住登外納付終了日 |
| ・記号 | ・付加終了日 | ・裁定区分 | ・配偶者個人番号 |
| ・番号 | ・付加終了事由 | ・失権区分 | ・配偶者氏名漢字 |
| ・現存区分 | ・免除申請日 | ・被災者区分 | ・配偶者生年月日 |
| ・資格取得日 | ・免除開始日 | ・社保確認区分 | ・配偶者適用日 |
| ・種別 | ・免除該当届出日 | ・社保確認日 | ・学校名称 |
| ・取得事由 | ・免除種別 | ・切替済フラグ | ・学校所在地 |
| ・資格喪失日 | ・免除理由 | ・旧年金記号 | ・在学期間 |
| ・喪失原因 | ・免除終了日 | ・旧年金番号 | ・旧自治体 |
| ・喪失理由 | ・免除消滅届出日 | ・船員保険番号 | ・外国人区分 |
| ・資格満了日 | ・職権適用区分 | ・電話区分 | |
| ・付加開始日 | ・職権適用年月日 | ・電話番号 | |
| ・付加開始事由 | ・職権消除区分 | ・住登外納付開始 | |

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金システムメニューを閲覧できる権限をICカード、静脈認証により制限している。 ・届出・申請内容を国民年金システムに入力後、入力を行った者以外の者が国民年金システムの入力内容を確認する。 ・日本年金機構から送付される処理結果一覧表等により、国民年金システムの入力内容（受付処理簿）を確認する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号関連業務事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとなっている。 ・個人番号参照権限についてはICカード、静脈認証とは別に申請し、閲覧権限を制限している。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定しており、システムログインは職員が常時携帯するICカードと静脈認証を必要としている。権限のない第三者は利用できない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバー等を利用して、ディスプレイに長時間にわたって本人確認情報(特定個人情報を含む)を表示させない。 ・ディスプレイを来庁者から見えない位置に設置する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・再委託の禁止 ・個人情報の取扱いの制限及び提供先の限定 ・個人情報の安全管理責任体制の構築と維持 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・個人情報の取扱いについて、チェックを行った上で定期報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の監査又は検査を行うことができる ・従事者に対する個人情報保護、情報セキュリティ教育及び研修の実施 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・閲覧や更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧や更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧や更新の履歴(ログ)を取得し、不正使用ができないようにする。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	日本年金機構への情報提供(進達)に関しては、その都度、複数の職員による確認を行い、「国民年金被保険者関係届等報告書」を作成し、書類は全て施錠保管している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムを利用する場合は、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録が逐一保存される。 ・特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止。 ・庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手へしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反		
再発防止策の内容	委託業務における契約書に盛り込まれた特定個人情報に係る特記事項による各種報告書等の提出を求めるとともに、再委託を承諾するにあたっては再委託先への実地調査等を行い、委託先及び再委託先の適正な監督を行う。		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む帳票類及び記録媒体は執務室内の施錠ができる場所に保管している。 ・課内にあるPCは、セキュリティワイヤーを用いて設置している。 ・許可された以外のUSBは接続できないようにしている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が保有されているサーバの設置場所では、監視カメラやICカードでの入退室管理を行っている。 ・端末設置場所、記録媒体・紙媒体の保管場所について施錠管理を行っている。 ・使用する端末にウィルス対策ソフトを導入している。 <p>消去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者からの届出や、住民記録システムと転出、死亡等の情報を連携することで、被保険者の情報が更新される。 ・システムでの自動削除は行っておらず、必要に応じて削除操作を実施する必要がある。 ・保管期間が過ぎた紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。 			
8. 監査			
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して情報セキュリティ研修等を実施している。 ・端末へのログインについてはICカード及び静脈認証により限られた職員のみが操作できるよう制限している。 ・特定個人情報においてはICカード及び静脈認証のほか、別途申請により参照権限を限定的に付与している。 ・各課にセキュリティリーダーを配し、セキュリティ面での情報共有を実施している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-24-6123 e-mail: somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東松山市 保険年金課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-23-0076 e-mail: HMY037@city.higashimatsuyama.lg.jp
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年10月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法等に基づく届出の受理・報告、裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等の法定委託事務である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	国民年金法等に基づく届出、老齢基礎年金等の裁定請求、保険料免除・学生納付特例に関する申請等の受理・報告等の法定受託事務である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構への異動報告・所得情報提供等の進達事務	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和2年6月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②入手方法	紙・その他(住民基本台帳システム)	紙・電子記録媒体・その他(住民基本台帳システム)	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和2年6月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	4) 100項目以上	2) 10項目以上50項目未満	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和2年6月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	3. 福祉年金の裁定請求に関する事務 ・日本年金機構へ裁定請求を行う。	3. 裁定請求に関する事務 ・日本年金機構へ裁定請求を行う。	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和2年6月17日	V 評価実施手続 ②しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)	事後	表現を適正にしたもので、しきい値判断には影響しない。
令和3年6月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2		①システムの名称 : ねんきんネット ②システムの機能 : 日本年金機構とインターネット回線で通信し、国民年金被保険者の資格取得・喪失といった被保険者情報について基礎年金番号を用いて確認する	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和3年6月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・識別情報 【 】個人番号	・識別情報 【○】個人番号	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和3年6月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号: 対象者の正確な特定、及び提出された資料に記載された情報保有 ・4情報: 個人特定時の真正性確認のため ・連絡先: 対象者が特定できなかった場合の連絡先として保有	・個人番号、その他識別情報 : 対象者の正確な特定及び提出された資料に記載された情報の確認のため ・4情報、連絡先 : 個人特定時の真正性を確認するため ・地方関係情報、年金関係情報 : 日本年金機構が行う保険料免除の審査及び各種給付の審査のため	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和3年6月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【○】その他(住民基本台帳システム)	【○】その他(住民基本台帳システム、ねんきんネット)	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和3年6月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ⑥提供方法	【 】電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	【○】電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和3年6月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2 ①法令上の根拠	住民基本台帳法第七条 十一	住民基本台帳法第7条第1項第11号	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 75号	番号法第19条第8号 別表第二 75号	事後	番号法の改正に伴う修正
令和4年6月7日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 31、83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第24条の2、第59条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 31、83、95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第24条の2、第59条、第68条の2	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和4年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【 】電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	【○】電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。